



家族のためのADRセンターからのお知らせです
(当センターは法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決手続機関です)

離婚届提出前にご一読ください



とにかく早く離婚したい!

ちょっと待って!!

一切かかわりたくない!

ちょっと待って!!



- ・離婚の数年後、突然、慰謝料請求されたら? ・思った以上に経済的に苦しくなったら?
- ・子どもに会えなくなったら? ・ある日突然、子どもに会わせろと言われたら?

離婚後のもめごとを避け、より良い再スタートをきるため、
必要に応じて、離婚条件を決めておきましょう。

財産分与

婚姻期間中の夫婦の共有財産を分けることをいいます。夫婦の共有財産とは、財産の名義が誰であるかに関係なく、婚姻期間中に夫婦がなした財産を指します。分与の割合や、どの財産をどちらに分与するのかを決めておきましょう。

慰謝料

慰謝料は、精神的被害に対する損害賠償であり、いわば、心に負った傷に対するお金です。多くは、不貞やDVなどを理由に請求します。

親権

ご夫婦のお子さんが未成年の場合、親権者を指定する必要があります。お子さんの福祉を最大限に考慮し、決定しましょう。

養育費 (港区では養育費保証に関する助成があります※)

養育費は、未成熟子が自立するまでに必要な費用で、生活費や教育費などが含まれています。お子さんを育てている親がもう一方の親に請求するものです。決め方にルールはありませんが、算定表(裁判所HPに掲載)を目安にすることもできます。

面会交流 (港区では面会交流コーディネーター事業を実施しています※)

離れて暮らす親とお子さんが会うことを面会交流といいます。お子さんの健全な成長のため、是非取り決めておきましょう。

年金分割

将来受給する年金を分割する制度です。配偶者が入っている年金の種類や期間によって分割の可否が異なりますので、まずは、年金事務所にて「年金分割のための情報通知書」を取得しましょう。

話し合いの結果は、離婚協議書もしくは離婚公正証書に残しておきましょう。
(養育費等の継続給付の約束がある場合は公正証書がベストです。)

2 話し合いの方法

離婚条件を話し合うには、いくつか方法があります。

□ 夫婦間で話し合う

ご夫婦の間で話し合いができれば、それが一番理想的です。ただ、法律の知識がなかったり、夫婦の力関係が偏っている場合、専門家に介入してもらった方がいい場合もあります。

□ 弁護士に依頼する

弁護士に依頼すれば、協議を専門家に任せることができます。費用面の負担が大きいことや、対立構造が明確になるというデメリットはありますが、すでに紛争性が高まっている方にはおすすめです。

□ 家庭裁判所に調停を申し立てる

簡単に安価に申し立てることができます。ただ、調停の長期化や紛争の激化といった懸念点もあります。じっくりと時間をかけて話し合いたい方に向いています。

□ ADRによる話し合い（港区ではADR利用料に関する助成があります※）

ADR（裁判外紛争解決手続）は、専門家がご夫婦の話し合いを仲介・仲裁する制度です。費用的に利用しやすいことや早期かつ穏やかな解決が期待できる反面、紛争が高まっているご夫婦には向きません。夫婦問題を話し合える認証ADR機関は以下のとおりです。（法務省HP <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>）

・家族のためのADRセンター

03-6883-6177 <http://rikon-terrace.com/adr>



・公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC エフピック）

03-3971-3741 <http://www1.odn.ne.jp/fpic/>



・一般社団法人ILC

03-6277-8384 <http://info-ilc.org/>



・一般社団法人 日本産業カウンセラー協会ADRセンター

03-3438-4568 <http://www.counselor.or.jp/>



※ 養育費保証助成、ADR利用助成及び面会交流コーディネートについては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kateisoudan/rikonnitomonauyouikushien.html>



港区では、お子さんがいるご夫婦を対象に、離婚前に知っておいていただきたい情報を盛り込んだ講座を実施しています。詳細は以下の港区HPより「離婚講座」とご検索ください。<https://www.city.minato.tokyo.jp>

